

仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市立大学附属病院（以下、「附属病院」という。）および横浜市立大学福浦キャンパス（以下、「福浦キャンパス」という。）の業務活動に伴って生じた一般廃棄物の収集運搬及び処分を、横浜市立大学が受託者に委託するにあたり、業務を適正に遂行することを目的として必要な事項を定めるものとする。

2 件名

横浜市立大学附属病院他一般廃棄物処理業務委託

3 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目 9 番地

公立大学法人横浜市立大学附属病院

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス

4 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

5 一般廃棄物の種類と数量等

一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項は次のとおりとする。

		名称	一般廃棄物の種類	特別管理 一般廃棄物	概算数量 (単位)	性状・荷姿	性状の 変化
1	附属病院	一般廃棄物	紙くず	該当・ <u>非該当</u>	(360,000)	ビニール袋・バラ	なし
			繊維くず	該当・ <u>非該当</u>	Kg/3 年		
2		厨芥類	厨芥類	該当・ <u>非該当</u>	(294,000) Kg/3 年	ビニール袋	腐敗
3		書類	機密書類	該当・ <u>非該当</u>	(84,000) Kg/3 年	段ボール	なし
4		一般廃棄物	燃やすごみ	該当・ <u>非該当</u>	(294,000) Kg/3 年	袋詰め バラ	なし
5		厨芥類	厨芥類	該当・ <u>非該当</u>	(15,000) Kg/3 年	袋詰め	腐敗
6	福浦キャンパス	書類	機密書類	該当・ <u>非該当</u>	(24,000) Kg/3 年	箱詰め	なし

6 処分方法

- (1)一般廃棄物 焼却
- (2)厨芥類 資源化（堆肥化处理）
- (3)機密書類 資源化（未開封のまま溶解処分）

7 業務内容

附属病院および福浦キャンパスから排出される一般廃棄物を収集・運搬・処分する。業務の遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

(1)一般廃棄物

ア 回収日

月、火、水、木、金、土曜日（祝日の場合も回収を行う）
年末年始の業務については、委託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

附属病院と協議の上決定する。1日1回以上、その他委託者が指定する都度。

ウ 作業場所

附属病院は、附属病院地下1階 サービスコート内の受託者が指定する場所。収集は、受託者が所有するコンテナを地下サービスコートに設置して行う。設置は2台とし、収集運搬時でも必ず1台はサービスコートに設置されているものとする。設置するコンテナはふた付き 6.5 m³とし、搬出入時の高さは 2.7m以下のものとする。設置するコンテナは契約期間中、附属病院へ無償貸与すること。

福浦キャンパスは、福浦キャンパス屋外廃棄物置き場。収集用コンテナは受託者所有のものを無償貸与すること。コンテナは富士重工業製 CRC-7 型同等品とし、収集にあたってはこれに適した傾斜装置を装備した収集車を使用すること。または手作業での積み込むこと。

附属病院および福浦キャンパスで、万が一コンテナに収まりきっていない廃棄物がある場合、収集該当する廃棄物は全て回収すること。

(2)厨芥類

ア 回収日

月、火、水、木、金、土曜日（祝日の場合も回収を行う）
年末年始等の業務については、附属病院は原則通常通り回収を行う。福浦キャンパスは受託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

附属病院と協議の上決定する。1日1回
以上、その他委託者が指定する都度。

ウ 作業場所

附属病院は1階栄養係保管庫（ギャベジ）及び地下サービスコート内の2ヶ所。

福浦キャンパスは、附属病院1階栄養係保管庫（ギャベジ）。

ギャベジ室の廃棄物が入っていたポリバケツは廃棄物回収後水洗いし、清潔を保つこと。

(3) 機密書類

ア 回収日

委託者が指定する日（附属病院年 7 日程度、福浦キャンパス年 3 日程度）

イ 収集時間帯

委託者が指定する時間。

ウ 作業場所

附属病院は附属病院地下 1 階サービスコート。

福浦キャンパスは福浦キャンパス内屋外ガレージ。

8 排出量、処分先等の確認

- (1) 廃棄物の適正処分を確認するため、事業系一般廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）に記載し報告すること。
- (2) マニフェストには必ず検定証印または基準適合証印の称もしくは台貫による計量数数値の計量票を添付すること。
- (3)、数量は実量（kg）とすること。

9 費用負担

- (1) 委託料には、収集及び処分に要する費用を含む。
- (2) 業務を遂行するために要する車両・機械・消耗品及びマニフェストについては全て受託者の負担とする。
- (3) 設置する一般破棄物用コンテナは受託者が用意し、附属病院へ無償貸与とする。

10 廃棄物処理に関する委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第六条の二の第四項により、委託契約締結後速やかに廃棄物処理に関する契約を締結する。契約時に受託者は附属病院に当該廃棄物の収集運搬及び処分についての許可書の写しを提出する。契約書には委託する一般廃棄物の種類及び数量についての条項が記載されていることとする。

11 作業員

- (1) 作業員が作業に従事するときは一定の服装とし、本業務の作業員であることを明確にさせること。
- (2) 常に清潔な服装であること。
- (3) 附属病院は作業員の勤務態度・勤務状況等について不的確と判断した場合に作業員の変更を求めることができる。

12 禁止行為

- (1) 作業中必要のない場所には立ち入らないこと。
- (2) 作業に関係のない機器等には触れないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。

13 損害

- (1) 廃棄物処理について、故意又は過失により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」関係法令違反をした場合は、受託者が一切の責任を負うものとし、それに起因する損害賠償の責を負うこととする。
- (2) 作業員がその作業中に起こした附属病院に対する財産上、人身上の損害事故についてはただちに附属病院に報告をしなければならない。

14 その他

- (1) 廃棄物集積場所及び取集経路について清潔に保つこと。
- (2) 附属病院地下サービスコート内の天井は一部低くなっているため、搬出入時には十分注意すること。
- (3) 業務の内容その他について疑義が生じた場合には受託者と十分に協議し円満に解決すること。
- (4) 受託者はその業務上知り得た情報その他について守秘義務を負う。別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。業務を開始するまでに研修を行った上で必要書類を提出する。